

建築物省エネ法判定手数料 新旧対照表 (令和7年4月1日施行)

旧

新

別表3

【判定料金】

判定対象建築物の用途

■表1. 工場・倉庫等 以外 (単位：円) () 内は税込み金額

延べ面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0~500	180,000 (198,000)	n × 70,000 (77,000)
500超~1,000	200,000 (220,000)	n × 100,000 (110,000)
1,000超~2,000	250,000 (275,000)	n × 160,000 (176,000)
2,000超~3,000	280,000 (308,000)	n × 195,000 (214,500)
3,000超~5,000	350,000 (385,000)	n × 220,000 (242,000)
5,000超~8,000	410,000 (451,000)	n × 260,000 (286,000)
8,000超~10,000	460,000 (506,000)	n × 305,000 (335,500)
10,000超~20,000	700,000 (770,000)	n × 360,000 (396,000)
20,000超~50,000	760,000 (836,000)	n × 390,000 (429,000)
50,000超	相談	相談

n : 適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。(工場モデルを除く)

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

■表2. 工場・倉庫等

(工場・倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの) (単位：円) () 内は税込み金額

延べ面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0~500	100,000 (110,000)	n × 50,000 (55,000)

別表3

【判定料金】

表1 非住宅若しくは複合建築物の非住宅部分 (工場・倉庫等以外) (単位：円) 【 】内は税込み金額

申請部分の床面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0~100	105,000 【115,500】	n × 45,000 【49,500】
100超~300	140,000 【154,000】	n × 60,000 【66,000】
300超~500	185,000 【203,500】	n × 75,000 【82,500】
500超~1,000	205,000 【225,500】	n × 105,000 【115,500】
1,000超~2,000	255,000 【280,500】	n × 165,000 【181,500】
2,000超~3,000	285,000 【313,500】	n × 200,000 【220,000】
3,000超~5,000	355,000 【390,500】	n × 225,000 【247,500】
5,000超~8,000	420,000 【462,000】	n × 265,000 【291,500】
8,000超~10,000	470,000 【517,000】	n × 310,000 【341,000】
10,000超~20,000	715,000 【786,500】	n × 365,000 【401,500】
20,000超~50,000	775,000 【852,500】	n × 395,000 【434,500】
50,000超	相談	相談

n : 適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。(工場モデルを除く)

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

表2 非住宅若しくは複合建築物の非住宅部分 (工場・倉庫等)

(工場・倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの) (単位：円) 【 】内は税込み金額

申請部分の床面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0~100	60,000 【66,000】	n × 30,000 【33,000】
100超~300	80,000 【88,000】	n × 40,000 【44,000】
300超~500	105,000 【115,500】	n × 60,000 【66,000】

500超～1,000	130,000(143,000)	n×75,000(82,500)
1,000超～2,000	160,000(176,000)	n×85,000(93,500)
2,000超～3,000	180,000(198,000)	n×122,000(134,200)
3,000超～5,000	230,000(253,000)	n×150,000(165,000)
5,000超～8,000	270,000(297,000)	n×175,000(192,500)
8,000超～10,000	300,000(330,000)	n×185,000(203,500)
10,000超～20,000	350,000(385,000)	n×210,000(231,000)
20,000超～50,000	420,000(462,000)	n×270,000(297,000)
50,000超	相談	相談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。(工場モデルを除く)

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

【特記事項】

- 延べ面積算定方法は、建築基準法の規定による。
- 一件の確認申請において、適合性判定対象建築物が複数棟ある場合は、棟毎の判定料金の合計とする。
- 非住宅部分と住宅部分からなる複合建築物の場合は、非住宅部分の面積により判定料金を算定する。
- 300㎡以上の住宅部分を含む複合建築物の場合の判定料金は、所管行政庁への送付事務手数料として表1、表2に定める判定料金に10,000円(税込11,000円)を加算する。
- 増改築の場合は、既存部分を含めた延べ面積を基に判定料金を算定する。
ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を適用した場合は、増改築部分の非住宅部分の面積を基に判定料金を算定する。
- 計画変更の判定料金は変更の程度により、計画変更時における表1、表2の判定料金の60%を下限とする。
- 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合の判定料金は、一律30,000円(税込33,000円)とする。
- 軽微変更該当証明申請の判定料金は変更の程度により、軽微変更該当証明申請時における表1、表2の判定料金の1/2を下限とする。
ただし、①直前の判定が他機関または所管行政庁の場合は軽微変更該当証明申請時における表1、表2の判定料金とし、②変更の程度が極めて軽微であるが手続き上軽微変更該当証明の申請を要する場合(例：入力確認シートの着色されていない部分の変更等)の判定料金については、軽微変更該当証明申請時における表1、表2の判定料金の1/5とする。
- 建築確認申請が他機関の場合は、表1、表2に定める判定料金の20%増とする。
- 表1、表2以外に定める評価方法以外による場合は別途見積もりとする。

500超～1,000	135,000【148,500】	n×80,000【88,000】
1,000超～2,000	165,000【181,500】	n×90,000【99,000】
2,000超～3,000	185,000【203,500】	n×125,000【137,500】
3,000超～5,000	235,000【258,500】	n×155,000【170,500】
5,000超～8,000	280,000【308,000】	n×180,000【198,000】
8,000超～10,000	310,000【341,000】	n×190,000【209,000】
10,000超～20,000	360,000【396,000】	n×215,000【236,500】
20,000超～50,000	430,000【473,000】	n×280,000【308,000】
50,000超	相談	相談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。(工場モデルを除く。)

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

(削る。)

(新設)	<p>表3 一戸建ての住宅(単位:円)【 】内は税込み金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請部分の 床面積 (㎡)</th> <th colspan="2">外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準</th> </tr> <tr> <th>評価手法 いずれも標準計算</th> <th>その他の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～200 以下</td> <td>42,000 【46,200】</td> <td>34,000 【37,400】</td> </tr> <tr> <td>200 超～</td> <td>50,000 【55,000】</td> <td>40,000 【44,000】</td> </tr> </tbody> </table> <p>「いずれも標準計算」とは、外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準とも、標準計算による方法をいい、「その他の方法」とは、外皮性能又は一次性能を、標準計算、仕様基準若しくは誘導仕様基準のいずれかの方法によるものいう。</p>	申請部分の 床面積 (㎡)	外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準		評価手法 いずれも標準計算	その他の方法	～200 以下	42,000 【46,200】	34,000 【37,400】	200 超～	50,000 【55,000】	40,000 【44,000】	
申請部分の 床面積 (㎡)	外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準												
	評価手法 いずれも標準計算	その他の方法											
～200 以下	42,000 【46,200】	34,000 【37,400】											
200 超～	50,000 【55,000】	40,000 【44,000】											
(新設)	<p>表4 共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分(単位:円)【 】内は税込み金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料</th> <th>戸当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110,000 【121,000】</td> <td>3,000 【3,300】</td> </tr> </tbody> </table> <p>外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準ともに標準計算とする。</p>	基本料	戸当たり料金	110,000 【121,000】	3,000 【3,300】								
基本料	戸当たり料金												
110,000 【121,000】	3,000 【3,300】												
(新設)	<p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 一の建築物省エネ適合性判定申請(以下「判定申請」という。)は、一件の建築確認申請第4面の建築物の棟ごとに算定する。 共同住宅等とは、共同住宅、長屋又は兼用住宅をいう。 表1及び表2に例示した評価方法以外による場合は、別途見積もりとする。 表4において、全ての住戸の外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み合わせの場合は、表4で算定した徴収額に、下表右欄の数値を乗じた額を適用する。この場合において、徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とする。以下同じ。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み合わせ</th> <th>徴収額に乗ずる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 複合建築物の場合は、住宅部分は表4(第3項を適用した場合は当該額)により算定した額と、表1若しくは表2で算定した額の合計とする。この場合において、表1若しくは表2中「申請部分の床面積」とあるのは「非住宅部分の申請部分の床面積」と読み替えて適用する。 共用部分(「標準入力法 入力マニュアルの『住宅共用部分』」で規定する共用部分をいう。)を、判定申請に共用部分を含む場合は、表4の徴収額に110,000円【税込み121,000円】を加算する。 設計住宅性能評価における省エネルギー対策(「いずれも標準計算」による断熱等性能等級4 	外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み合わせ	徴収額に乗ずる数値	【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9	【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算	0.8						
外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み合わせ	徴収額に乗ずる数値												
【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9												
【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算	0.8												

以上及び一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る。)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を活用して適合判定書の交付を受ける場合は、表3.又は表4.にかかわらず、20,000円【税込22,000円】と、また、変更計画申請や軽微変更該当証明申請の場合は、10,000円【税込11,000円】とする。

8 非住宅部分の全てが、以下のいずれかに該当する場合の判定料金は、一律30,000円【税込33,000円】とする。

ア. 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合

イ. モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合

ウ. 計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合

エ. 計算の省略ができる設備のみが設置されている場合

9 共同住宅等又は複合建築物で共用部分のみの増築又は改築で、当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、表4によらず、一律30,000円【税込33,000円】とする。

10 判定の根拠とする建築基準法第6条の2第1項の規定による確認申請又は同法第18条第4項の通知が他機関等の場合は、表1から表4までに定める適合性判定手数料の20%増とする。

11 計画変更の判定料金は、計画変更時における表1から表4までの判定料金の60%を下限とするものとする。ただし、第8項の適用を受けたもの場合は、この限りでない。

12 軽微変更該当証明申請の判定料金は変更の程度により、軽微変更該当証明申請時における表1から表4までの判定料金の1/2とする。ただし、以下に該当する場合は、次に従うものとする。

ア. 直前の判定が他機関又は所管行政庁の場合は軽微変更該当証明申請時における表1から表4までの判定料金

イ. 変更の程度が極めて軽微であるが手続き上軽微変更該当証明の申請を要する場合(例:入力確認シートの着色されていない部分の変更等)の判定料金については、軽微変更該当証明申請時における表1から表4までの判定料金の1/5

13 本規程に定めのない事項又は、その他この規程を適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができる。